

番号	頁	設問No.	箇所	正	誤	備考
1	99	1	回答枝 4	受検できない	受験できない	
2	102	5	選択枝 5	30cm	30m	
3	104	8	選択枝 3	おそれのある部分以外の部分	おそれのある部分	
4	104 ～ 105	8	選択枝 4 選択枝 5	<p>4. 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、原則として、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>5. 建築物の11階以上の部分において各階の床面積の合計が100㎡を超えるもので、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、原則として、特定防火設備以外の建築物第2条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、床面積の合計500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は同法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画すれば足りる。</p>	<p>4. 特定行政庁が防火地域及び準防火地域のある市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、原則として、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生</p> <p>分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、原則として、特定防火設備以外の建築物第2条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、床面積の合計500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は同法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画すれば足りる。</p>	
5	105	8	回答枝 2	「令第116条第1項」を追加		
6	105	8	回答枝 4	「令第109条の5」を追加		
7	105	8	回答枝 5	「法36条」「令第112条第5項」を追加		
8	105	9	選択枝 4	スポーツの練習場	スポーツ練習場	
9	106	9	回答枝 4	スポーツの練習場	スポーツ練習場	
10	108	12	選択枝 3	3,000㎡	3,000㎡	
11	108	12	回答枝 2	1,600㎡	1,600㎡	
12	108	13	設問	高さの制限	高さの限	
13	109	13	回答枝 3	3	4	
14	109	14	選択枝 1, 2, 3	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火建築物及び準耐火建築物	
15	110	15	選択枝 1	使用されている地上5階	使用されている地上5階	
16	111	15	回答枝 5	5	4	
17	112	16	回答枝 1	管理の権限	管理の権限	
18	112	17	選択枝 5	管渠の勾配	官渠の勾配	